

東海学園大学留学プログラム奨学生規程

平成20年1月15日 大学評議会
令和2年1月22日 大学評議会

(趣旨)

第1条 この規程は、本学が指定する外国の大学・研修機関への留学を支援し、国際交流を通じた教育推進のために奨学金制度を設けるものとし、その執行に必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程は、本学の留学プログラムに参加・修了する者を対象とする。

(一学期間の長期留学)

第3条 一学期間に長期留学する者については、留学期間に該当する学期の学納金納付完了後、30万円を支給する。

2 長期留学する者については、英語検定試験の結果により別表に示す奨学金を帰国後半年以内に加算支給する。但し英語検定の成績は、帰国後半年以内のものを対象とする。

3 前第2項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、英語検定の成績が別表に示すような基準に合致しても、奨学金の全額もしくは一部を支給しない場合がある。

(短期留学)

第4条 短期留学する者で、留学出発前の定められた期日までにTOEIC450点以上のスコアを確認した者については、留学帰国確認後、各学期上位10名程度に10万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず留学先での授業出席状況、成績、素行等が芳しくない場合、奨学金を支給しない場合がある。

(運用)

第5条 この規程の運用は、国際交流委員会が行うものとする。

(事務)

第6条 奨学生に関する事務は、教務課及び学生支援課が行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行うものとする。

(別表)

TOEFL iBT スコア	加算支給額
45点	300,000円
61点	500,000円
79点	600,000円
100点	700,000円

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。